

商店街の新型コロナウイルス感染症対策を支援します

1 東京都商店街新型コロナウイルス感染症緊急対策奨励金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「STAY HOME 週間」に商店街の加盟店が一体で取り組む「自主休業」に対し、奨励金を交付します。

対象者	都内商店街（加盟店舗数が100店舗以上） ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象
対象期間	令和2年4月25日（土曜日）から同年5月6日（水曜日）までの祝日・休日8日間（期間中、1日のみの取組も対象）
申請要件	上記期間に以下の取組に加え、必要に応じ、商店街の状況を踏まえた取組を行うなどして、一斉休業、輪番休業等を実施すること ・加盟店舗への休業の協力依頼 ・ポスター・ホームページ等による休業告知 ・巡回などによる自主休業日の状況確認
交付額	50万円/日（最大400万円） ※隣接した2つの商店街で合わせて申請の場合は、それぞれ50万円/日

2 東京都政策課題対応型商店街事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策型）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ソーシャルディスタンスの確保など、商店街の3密（密集、密室、密接）状態の回避につながる商店街等の取組を支援いたします。

対象者	都内商店街（加盟店舗数が100店舗以上） ※隣接した2つの商店街で合わせて100店舗以上になる場合も対象
補助率	補助対象経費の10分の9以内（補助限度額は300万円）
対象期間	令和2年4月24日（金）から9月30日（水）まで ※感染症収束の状況により、対象期間が短くなる場合があります。
対象経費	① 感染拡大防止に係る取組の周知に要する経費 ② 感染拡大防止に係る巡回等に要する経費 ③ 事業実施に直接必要な備品購入費 ④ その他諸経費

3 申請受付（1及び2共通）

【受付期間】令和2年5月1日（金曜日）から同年6月15日（月曜日）まで

（宛先）〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側

東京都産業労働局商工部地域産業振興課

※募集要領及び申請書類・様式については、下記ホームページに順次掲載いたします。

東京都産業労働局のホームページ（魅力ある商店街づくりに関すること）

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>

《問い合わせ先》

産業労働局商工部地域産業振興課 佐藤（志信）・佐藤（直）
電話 03-5320-4746 内線36-710